

# 長崎県文化団体協議会会則

## (名 称)

第1条 この会は、長崎県文化団体協議会と称する。

## (事務所)

第2条 この会は、事務所を長崎県文化観光国際部文化振興課におく。

## (目 的)

第3条 この会は、長崎県における芸術文化団体相互の連絡協調をはかり、文化活動を促進して県民文化の向上を期することを目的とする。

## (事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内芸術文化団体相互の連絡調整
- (2) 構成団体の事業の推進、援助
- (3) 芸術文化事業の企画と実施
- (4) 関係資料の収集調査研究
- (5) その他必要な事業

## (構 成)

第5条 この会は、県内の文化団体をもって構成する。

- 2 この会に、総会及び委員会をおく。
- 3 この会に、新たに加入しようとする団体は、委員会の承認を得るものとする。

## (役員及び職員)

第6条 この会に次の役員及び職員をおく。

- 1 . 会長
- 2 . 副会長 若干名
- 3 . 委員 若干名
- 4 . 監事 2名
- 5 . 事務局長 1名
- 6 . 事務局次長 1名
- 7 . 書記 若干名

## (選出の方法)

第7条 会長、副会長及び監事は総会で選出する。

- 2 委員は、総会において互選する。  
会長は、必要に応じ学識経験者、関係行政機関職員等を委員に嘱託することができる。
- 3 事務局長、事務局次長及び書記は会長が委嘱する。

## (任 期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を防げない。ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

## (任 務)

第9条 会長は会務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 委員は、委員会を構成し、重要な事項を審議する。
- 4 監事は会計を監査する。
- 5 事務局長は、会務を処理する。
- 6 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはこれを代行する。
- 7 書記は会務に従事する。

(顧問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は委員会で推せんし、会長が委嘱する。
- 3 顧問は重要な会務につき、会長の諮問に応ずる。

(総会)

第11条 総会は年1回以上とし、会長が招集する。

- 2 総会は、この会の方針、予算、決算、会則の改廃、その他の重要事項を審議決定する。
- 3 総会の議事については、特別の事情がある場合、書面による決議とすることができる。

(委員会)

第12条 委員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、委員会は会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、総会に代わって総会議決事項を議決できる。

(会計)

第13条 この会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第14条 前条の会費は、各団体ごとに毎年度予算で別に定める。

第15条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、翌年5月31日までを出納整理期間とする。

(附則)

- 1 . この会則は、昭和38年1月25日から施行する。
- 2 . この会則は、昭和46年6月7日から改正施行する。
- 3 . この会則は、昭和59年4月1日から改正施行する。
- 4 . この会則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
- 5 . この会則は、平成13年4月1日から改正施行する。
- 6 . この会則は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 7 . この会則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 8 . この会則は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 9 . この会則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 10 . この会則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 11 . この会則は、平成28年6月23日から改正施行する。
- 12 . この会則は、令和2年7月1日から改正施行する。